札幌地区労連ニュース

〈発　行〉
札幌地区労働組合総連合
発行者　木村　俊二
札幌市東区北９条東１丁目２-２２
TEL557-8481　FAX557-8482

春闘勝利！ロシアの侵略許さない！
西区手稲区協議会などスタンディング

札幌地区労連西区手稲区協議会は２０２２年地域春闘として、２年間コロナ禍で中止していた旧５号線デモに変えて、４月８日に「国民春闘勝利、ロシアの侵略許さない」として『旧５号線スタンディング宣伝』行動を行いました。この地域春闘実行委員会には協議会に加えて、戦争させない西区市民の会、新日本婦人の会西支部・手稲支部が参加しています。この日は昼休みに勤医協西区病院前に市民・労組員など１００名が集まってスタンディングし、アピールを行いました。

参加者は「ケア労働者の月額４万円以上の賃上げ」「ロシアのウクライナ侵略を許さない」などのプラカードやポスターを掲げ、勤医協西区病院前を埋めつくしました。

リレートークは西区・手稲区協議会の奥田議長の司会で進められました。戦争させない西区民の会の阿部事務局長が「ロシアのウクライナ侵略は旧日本軍がアジアを侵略したのと同じ。世界中で戦争やめよの声上げよう」とし、年金者組合手稲支部の長谷川書記長は「どんな理由があっても戦争はだめです」と訴えました。

協議会の副議長で勤医労西区病院支部の委員長・看護師の隼野さんは「がれきの山や殺された人たちの姿、離れ離れになって殺されるかもしれないとわが子の背中に名前と住所を書いた母親がテレビで放映された。自分のこととして考えたい」と話しました。

恵和会労組の書記長で介護士の富沢さんは厳しい争議が続く上に介護現場では人手不足が深刻。みなさんの力を借りて現状を打破したい」と支援を訴えました。

勤医協西区病院前でのスタンディングは勤医協西区病院「友の会」などが昼休みにスタンディングを行っています。

労働組合もこうした地域の「戦争反対」「ロシアはウクライナから即時撤退せよ」「武力で平和は守れない」「憲法９条と国際世論で侵略止めよう」などの運動と結合して春闘勝利！４・８西区・手稲区協議会「旧５号線スタンディング」行動を成功させました。

第93回メーデーにむけて「改憲」を阻止するため署名をはじめ地域から「草の根」の運動を大きく広げましょう！

札幌市政を検証！「つくる会」が始動

明るい札幌市政をつくる会（略称「つくる会」代表木村俊二札幌地区労連事務局長）は４月12日、幹事会を開催しました。

札幌市長選まであと１年となりました。前回は札幌地区労連も加入する、「明るい札幌市政をつくる会」は市民と野党の共闘を追求して「市民主権を実現する会（略称・実現する会）に結集してたたかいました。

「いのち☆くらしが一番」を掲げ実現する会が擁立した、渡辺達生氏（弁護士）が得票率29％を獲得し善戦しました。市議会では共産党を除く自民、公明、民主市民連合（立憲民主系）などが秋元克広前市長を擁立。マスコミでは秋元氏の圧勝が予測されるなかでの健闘でした。

前回市長選の争点は、秋元市長がすすめようとする「１０００億円道路（大型開発）」か渡辺候補が掲げる「いのち☆くらしが一番」の市政か問われました。

市民と野党の共闘を支持する有権者から渡辺候補の政策へ多くの共感が寄せられました。民主市民連合の市議候補もアンケートで「１０００億円道路」建設については賛成の態度表明を明らかにせず△がほとんどでした。

また、秋元市長への市政運営に対しても市民からの不満が出されました。「市民意見を聞かない」など前上田市長との違いが浮き彫りに。

秋元市政２期目もあと１年。秋元市政は自民、公明が与党になって、いっそう大企業＝大型開発優先の自民党市政が強まっています。１００億円道路は公聴会でも学者などの反対を押し切って強行。費用も１２００億（市の負担２２０億円予測）など市民負担がいっそう拡大しています。

また、２０３０年冬季オリンピック招致でも札幌市でのアンケートではやっと過半数（52％）を超えましたが、北海道新聞では反対が多数となっています。しかし、秋元市長は道や国も巻き込んで「開催ありき」の強硬姿勢を示しています。

こうした「市民無視」の秋元市政に市民の批判が強まっています。北海道新聞の直近の調査では支持率が過去最低の38％（不支持率も同数・過去最高）となっています。政策的にもオリンピックや大型開発より「他の施策にお金を使って欲しい」など前回の市長選挙で渡辺候補が訴えた「１０００億円道路より『いのち☆くらしが一番』の市政」がコロナや物価高でいっそう求められています。

札幌社保協などが札幌市に要請してきた「福祉灯油」実施でも、「除雪対策」でも札幌市は実効ある対策をとっていません。「市民に冷たい」秋元市政を変えるために「明るい札幌市政をつくる会」は秋元札幌市政を検証するためのシンポジウムを６月に予定しています。

札幌地区労連も秋元市政の検証にむけ討議をすすめて行く予定です。

いのちと健康守る陳情　継続審査
医労連札幌地区協

北海道医労連札幌地区協議会（札幌地区協）が３月７日に札幌市議会に提出していた「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための陳情」が４月22日、札幌市議会厚生委員会で初審査されました。河村亘事務局長が陳情の補足説明を行いました。

河村事務局長は札幌市内の中規模病院、急性期病院で働く看護師からの聞き取りを基に、中規模病院での発熱外来開設以降の外来患者の急増による過酷な職場実態や人員不足、慢性的な人員不足にある急性期病院の実態を訴えました。また、政府が打ち出した看護職員の「賃上げ」施策に関わって、低賃金を解消するにはほど遠く、同じ職員間に分断を持ち込むものであり、怒りの声があがっていることを説明しました。出席した委員からは、陳情に対する質疑はありませんでした。

補足説明後、共産党の千葉なおこ議員から市に対して陳情内容等について市政としての現状と考えが質問されました。市は、急性期医療機関をはじめとしたこの間の新型コロナウイルス感染に関する取り組みに対して感謝の意を表明し、保健衛生行政に関しては予算の増額、人員増を図っていること、高齢者医療の負担増の影響者数を把握していること等を回答しましたが、いずれも陳情に応える内容とはいえるものではありませんでした。

今回の「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための陳情」について継続審査となりました。

「パワハラ防止法」４月から中小にも適用
職場からハラスメント対策強化の声を

最近、労働相談でパワハラにかかわる相談がとても多いです。内容を聞き、様々な対応策をアドバイスしますが、相談者本人が立ち上がらなければ、何の改善も期待できません。相談したくても、会社に相談窓口やハラスメント防止措置等がそもそも整備されていないところも多々あり、メンタル不調に陥る労働者も多いのが現状です。

２０２０年６月１日、ハラスメント対策強化のための法改正（新設）が施行されました。

改正の中心は、事業主に対し、職場におけるパワーハラスメントを防止するために雇用管理上必要な措置を講ずる義務を課すという内容（略・パワハラ防止法）です（労働施策総合推進法30条の２）。しかし、中小企業には、２０２２年３月31日までは、経過措置として雇用管理上の措置義務を努力義務（改正法附則３条）とする、としていました。つまり、中小企業については、努力義務として周知期間をおいて今年３月までに、パワハラ対策を講じてもらおうと言うことです。４月１日からは、パワハラ防止法に違反した際の罰則は設けられていないですが、今後は中小企業といえども、場合によっては「勧告」「指導」の対象となる可能性があります。

ハラスメント対策は、人権尊重の理念から必要な事です。また、事業主が何もパワハラ対策をしないで悪質なパワハラを放置した場合は、事業主は民事上の損害賠償責任を負うことがあります。事業主は労働者に対し、安全配慮義務や職場環境維持義務と言った義務を負っています。事業主がこの義務に違反して悪質なハラスメントを放置した場合には、事業主が民事上の損害賠償責任を負うとする裁判例もあります。また、ハードルは高いですが、前ページで紹介したＳさんのケースのように、ハラスメントによるメンタル不全は、労災認定の可能性もあります。

私たち札幌地区労連に加盟している労働者は圧倒的に中小企業で働いています。経過措置が３月で終了しましたが、皆さんの職場で法に基づく対策は出来ているでしょうか。今一度チェックしましょう。未整備であれば、２２春闘の要求課題にしっかり位置づけ要求・交渉を行って行きましょう。措置規定が明確になれば、規定を遵守しているかいないかの判断もより明確になります。

厚労省は、改正法を受けパワーハラスメントを防止するため事業主が講ずるべき措置等に関する指針（パワハラ指針）を策定しました。紙面の都合、詳細は別の機会に譲りますが、主な柱として、①事業主の方針等の明確化及び周知・啓発、②パワハラ相談体制の整備、③職場のパワハラに係る事後の迅速かつ適切な対応、④略、⑤略、⑥事業主が雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取り組み、⑦事業主が他の事業主の雇用する労働者等からパワハラや顧客等からの著しい迷惑行為に関して行うことが望ましい取り組み、などが提示されています。尚、④と⑤はプライバシー保護や性的指向・性自認等の個人情報、相談した労働者への不利益取り扱いの禁止、労働者や労働組合の参画、衛生委員会の活用等について取り上げられています。

それでは、具体的に法律の条文を見ながら、パワハラをどのように規定しているのか学習していきたいと思います。条文は、左上の囲みにあるとおりです。

「職場におけるパワーハラスメント」（パワハラ）とは、職場において行われる、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③その雇用する労働者の就業環境が害されること、の３つの要件をあげています。

厚労省の「指針」では、第１要件の「優越的な関係を背景とした言動」とは、典型的には上司と部下の関係のように、行為を受ける者が行為者に対して抵抗または拒絶できない蓋然性が高い関係に基づいて行われる言動です。第２の要件の「業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの」とは、社会通念に照らして、当該言動が明らかに業務上の必要性がない、またはその態様が相当でないものであることです。上司、部下の関係でのパワハラに該当するかどうかの判断になる大きな要素です。第３の「就業環境が害される」とは、行為を受けた者が身体的若しくは精神的に圧力を加えられ負担に感じること、または行為を受けた者の職場環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該労働者が就業する上で看過出来ない程度の支障が生じることです。その判断は、「平均的な労働者の感じ方」を基準とするとされています。

（記　赤坂正信）

労働施策総合推進法

第３０条の２
事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

5.21 札幌平和行進
核兵器廃絶の大結集を

２０２２年札幌平和行進が５月21日行われます。コロナで２年間「行進」できず宣伝行動などを行ってきましたが、今年は市内３コースと網の目２コースを実施します。

市内３コースは、①幹線コース、②札幌北コース、③札幌西コースで、網の目は手稲、清田コースで行われます（詳細は別図参照）。

今年の国民平和大行進・札幌行進はロシア軍のウクライナ侵略で核使用を言及するなどかつてない「核兵器の脅威」のもと開催されます。

一方、核兵器禁止条約の第１回「締約国」会議が６月に予定され、核兵器廃絶が世界の流れになっています。

ロシアの核使用の言及であらためて核兵器廃絶の重要性が高まっています。しかし、安倍元首相や日本維新の会などはアメリカの「核」を共有する策動を強めています。

今こそ「戦争と平和」が問われている時はありません。唯一の戦争被爆国で憲法９条を持つ日本が今なすべきはなにか？職場や地域で真剣に議論し改憲を許さず、「武力ではなく平和外交で解決すべき」の声を大きく前進させましょう！

札幌平和行進に参加し、大きく成功させ、「核兵器廃絶」「日本政府は核兵器禁止条約の批准を」の運動を草の根から大きく広げ、核兵器廃絶運動へ大結集していきましょう！そして、８月の原水爆禁止世界大会、さっぽろ平和行動へつなげていきましょう。

オンラインで最賃学習会
当事者の声を広げよう！

道労連が４月２７日、オンラインで「最賃学習会」を開催しました。黒澤幸一全労連事務局長が講演したあと、出口憲次道労連事務局長が最賃のしくみと課題について報告。フロアからの発言や交流をして終えました。

黒澤講演では最賃闘争の成果としてケア労働者の賃上げを上げましたが、一方ではコロナや物価高を踏まえると賃上げ分がふっとぶ実態だと報告。時給１５００円と全国一律が重要だとした上で、連合や立憲野党では時給１５００円が共通要求になったが、連合は全国一律まではまだ共同できない実態も示されました。最賃闘争を前進させるためには当事者をどう結集し広げるかだと課題も提案されました。

出口事務局長からは最賃のしくみが広く周知されていないことが最賃闘争に当事者が結集できない要因の１つにあるとして最賃の決め方、時期など具体的に説明されました。

フロアからの発言はさっぽろ青年ユニオン、福祉保育労、釧路労連からありました。札幌地区労連からは木村事務局長が参加しました。